

令和8年度第1回吉田町部活動の在り方協議会

1 日 時 令和8年5月12日(火) 14時30分～16時30分

2 場 所 中央公民館1階大会議室

3 進 行 学校教育課

4 次 第

(1) 教育長あいさつ

(2) 議 事

ア よし活クラブ運営マニュアル改訂案について

イ 総合型スポーツについて

ウ よし活クラブ指導者決定までの進捗状況について

エ 吉田町地域クラブ活動事業費補助金交付要綱(案)について

(ア) 補助金について

(イ) 経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援について

オ 今後の流れについて

(ア) よし活クラブ指導者合同説明会(兼コンプライアンス研修)について

5 委員からの質問及び意見等

(1) よし活クラブ運営マニュアル改訂案について

・参考資料が増えたことに伴い、本文中「参考資料参照」の文言について、隣に要綱名も追記した方がわかりやすい。

→事務局として、見やすくなるよう検討させていただく。

・個人情報保護による記載をした方がよい。

→参考にさせていただく。

(2) 総合型スポーツについて

・実際の活動時間はどうか。

→帰りの会が終了する15時の15分後から1時間程度、つまり15時15分から16時15分程度を活動時間と想定している。

・指導者の人数は1名か。

→1名で対応予定。

・体育館使用について、一般で使用する方達と重なる場合はどうするか。

→総合型スポーツの活動時間は、体育館の一般開放時間以外で行うため、重なることはない。

・ニュースポーツについて、グランドゴルフやインディアカを予定しているが、どちらになりそうか。

→現時点では用具がなく、今後購入をしていく。その際、用具が揃ったスポーツから実施する予定。

・一人が一つの種目に縛られず、色々な種目を経験できるため素晴らしい。近年様々なニュースポーツが出てきている中、総合型スポーツで経験できる。また、本格的なスポーツ活動からドロップアウトした子の受け皿ともなり良い。

→用具が揃えば、幅広くやっていける。

・怪我等の対応については養護教諭対応か。

→学校関係の活動なら養護教諭対応だが、地域クラブ活動では養護教諭介さず病院に直接連絡等して対応する。

(3) よし活クラブ指導者決定までの進捗状況について

・3年生はいつ引退になるか。

→7月、8月頃となる。

・3年生引退後、野球部はさらに人数が少なくなる。まだ部員募集することはあるか。

→4月30日新入部員の本入部が決定したところであり、今から募集する予定はない。

・都市部では指導者の確保もしやすいかもしれないが、吉田町ではありとあらゆる方法をとることを念頭において、そのスポーツ未経験者からも指導者を募集すること、保護者に指導者になってもらうことを想定することもある。

→参考にさせていただく。日中働いている人もいる中で、そういった人材を確保することと苦慮する現状もある。

・なぎなたの活動の指導者についての状況は。

→新しく指導者になった方がいるとは聞かない。お年を召した指導者は引退しているかもしれない。(体育協会会長回答)

(4) 吉田町地域クラブ活動の認定に関する要綱(案)

・収支予算書のみ提出し、決算書の提出がないのはなぜか。

→地域クラブの運営の見通しを審査するために、収支予算書を出していただくことにしている。決算書も把握する必要があるが、決算書については、もう一つの「地域クラブ活動費補助金交付要綱」の提出し重複するため省略してある。

・運営計画書は提出し、活動報告書の提出がないのも同様か。

→同様となる。

・様式第2号にて、各クラブ代表・会計・監事を定めることとなっているが、様式第3号運営計画書の記入項目に監事欄がない。

→修正する。

・認定に関する要綱にて、運営の計画や報告、予算と決算を提出して、毎年提出する。補助金要綱はあくまで補助金に関する様式のみにした方がわかりやすいのでは。

→事務局としてもわかりやすくしたいため、参考にさせていただく。

・認定要綱の中で、収支予算と決算を出すのがわかりやすいが、決算書を提出できるのが、年度をまたいでしまうことが考えられるため、補助金要綱に付いているのも良いのでは。また好ましくない決算が認められた際、認定をストップできるようになっていてよいのでは。

→参考にして整理する。

・認定要綱にて運営の計画と報告、補助金要綱にて収支予算と決算、とすれば2つに分かれる。認定の方で運営が上手くいっているか確認し、補助金の方では補助金含めた予算決算を見て判断するというのが良いのでは。

→活動の計画書的なものは認定要綱の様式1号と4号で判断し、活動報告書は今ないため新に作成することとし、お金の関係については補助金要綱でまとめる。そういったことを事務局で検討する。

- ・クラブの中の役職の役割について記載がないため、明記するのが良いのでは。
→クラブの規定の中で役割を定めてもらう予定であり、この要綱の中にその参考となる役割を明記するよう検討する。

(5) 吉田町地域クラブ活動事業費補助金交付要綱（案）について

- ・様式2号の収支予算書と、認定要綱の様式5号は同じか。
→同じとなる。
- ・同じものが2号と5号とあり、紛らわしい状態となっている。
→認定要綱と補助金要綱で二重になっている。これは手続きの順番としてまず認定要綱でクラブを認定して、次にその認定クラブに補助金要綱による手続きとなる。はじめの認定要綱ではクラブの収支の見通しを判断したいため収支予算書を残し、次に補助金要綱ではお金関係なので収支予算書の提出をまた求めてしまっている。わかりやすいようにする。
- ・要保護準要保護就学援助費の6ページに記載のある領収書はだれが発行するのか。
→クラブで発行していただく。
- ・統一様式はあるか？一般的にみる手書きの領収書でも良いのか。
→領収書は任意様式で良く、手書きの領収書で良い。
- ・クラブで発行されなかった場合、どうなるか。
→支払いの確認ができないため、補助金の対象外となる。
- ・保険についてはどこの保険会社か。
→部活動で加入していたスポーツ振興センターには、地域クラブは加入できないため、スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入する。保険料は800円/年・人となる。年度途中で加入しても800円となる。スポーツと書いてあるが文化系も含んでいる。
- ・指導者に対して保険加入の説明は。
→指導者講習会で説明する。
- ・指導者が資料作成しやすいように備える必要がある。
→指導者講習会等も実施し備える。

(6) 今後の流れについて

（意見・質問なし）

(7) その他の質問

- ・指導者が見つからない部活・クラブはどうなるのか。
→地域クラブの指導者が見つからない場合は、部活として存続するため、指導者が見つからなくてもその種目がなくなることはない。こどもの活動の場を奪わないことが大前提となる。学校の教員の顧問が地域クラブの指導者になることもあり、外側からはわかりづらいこともあるかもしれない。
- ・地域展開の詳しい仕組みを保護者に説明されるのか。
→学校の保護者説明会にて概要説明する。情報量が多いため概要の説明となる。
- ・種目ごとに今後の予定が違うため、保護者が問い合わせるしかないか。
→11月の保護者説明会では、地域クラブとなったところと部活動のままのところと現状をお話できるが、説明の仕方工夫しないといけないだろう。
- ・相談窓口はあるか。
→部活動については学校だが、地域展開や地域クラブについては学校教育課へ問合せしてほしい。

- ・スポーツ少年団の会費は700円でも高いとの声もある。会費の設定は難しい点もあるかと想定される。
→必要な経費も種目ごと違い、参加者数に応じて変わってくる。指導者報酬も払い、補助金を活用してもらうため、設定はクラブごとで考えることとなる。
- ・クラブによって会費が違うのか。
→違うことはありえる。補助金で活動費すべて賄えるクラブもあるかもしれないし、参加者人数にも違いが出る可能性はある。
- ・クラブの種目によって会費が違うが、高額な会費を提示した際、教育委員会としてどう対応するかを検討しておかなければならない。
→参考にさせていただく。
- ・指導者の確保が難しければ、各種目において静岡県〇〇協会があるため、そこに前もって指導者の派遣等を依頼することも考えておくとのよいのでは。
→参考にさせていただく。
- ・コーチの資格取得希望を募ると、定員が1日で埋まる。現在は資格がないが、コーチになりたい人はたくさんいるので、掘り起こしも意識していかなければならない。
→参考にさせていただく。